

(事前公表)

会計局「特定随意契約手続要領」の
様式（別紙4）に基づく記載です。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年6月15日

1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 障害者雇用促進ジャーナル作成業務委託
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれにも該当すること

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
ア 障害者支援施設
イ 地域活動支援センター
ウ 障害福祉サービス事業を行う施設
エ 小規模作業所
オ アからエに準ずる者として知事の認定を受けたもの
(2) 本業務に障害者就労施設利用者を従事させる者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
(2) 最低価格となる額を2社以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
(4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 福祉医療部障害福祉課
(2) 提出期限 令和5年6月26日（月）午後5時
(3) その他
ア 見積書には、次の書類を添付してください。
(ア) 上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類
(イ) 本業務の実施体制表（本業務の各工程に従事する予定の障害者就労施設利用者の人数についても記載すること。）
イ 当該見積書が次に掲げる場合に該当するときは、無効となりますのでご留意ください。
(ア) 上記2に該当しない者が提出した見積書である場合
(イ) 記名押印を欠く見積書である場合
(ウ) 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積である場合
(エ) 価格を加除訂正した見積書が提出された場合
(オ) 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県福祉医療部障害福祉課障害者雇用促進係

住所：奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8514（ダイヤルイン）

FAX：0742-22-1814

6 契約の解除等について

- (1) 契約の相手方の決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ア 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められるときは、契約を解除することができます。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)のア、ウ、エ及びオ中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

障害者雇用促進ジャーナル作成業務委託仕様書

1 業務の名称

障害者雇用促進ジャーナル作成業務

2 業務の目的

県が取組を進めている障害者雇用施策や、障害者雇用に関する具体的な制度、障害者雇用に関する先進事例などを紹介するジャーナル（定期刊行物）を作成し、当該ジャーナルを通じて、県内の企業、経済・労働団体や市町村等が様々な情報を共有することによって、障害者雇用を更に促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日～令和5年12月28日

4 業務概要

企画への参画、打ち合わせ、デザイン、編集、校正、印刷、その他これらに付随するジャーナル作成に必要な業務

5 業務内容

（1）仕様等

- ① 名称 障害者雇用促進ジャーナル はたらく（No.17）
- ② 発行時期 令和5年12月
- ③ 発行部数 1,000部
- ④ 規格 A4判、フルカラー、コート紙110kg
表紙・裏表紙を含めた全16頁

（2）紙面構成（案）

- ① 表紙（1頁分）
 - ・目次・コンテンツ名
- ② 障害者雇用の取組紹介（4頁分）
 - ・障害者雇用に取り組む事業所の事例紹介
- ③ 就労・生活支援事例紹介（3頁分）
 - ・障害のある人に就労・生活面に焦点をあてた事例紹介
- ④ 県の事業紹介（5頁分）
 - ・奈良県障害者政策トップフォーラム、障害者はたらく応援団ならの紹介
- ⑤ 障害者雇用にかかる制度等の紹介（2頁分）
 - ・障害者雇用支援制度の紹介
- ⑥ 裏表紙（1頁分）
 - ・障害者就労支援機関の紹介

※ 上記紙面構成（案）は、前回発行のジャーナルを例に構成したものである。

（3）デザイン、編集等

受託者は、（2）紙面構成（案）を参考に、本業務の目的に沿ったジャーナルの全体構成（表紙デザイン、紙面デザイン等）を提案し、県の承認を得て、編集等を行うものとする。なお、原稿データ及び写真等の素材は、県が提供する。

(4) 校正・印刷

- ① 校正は、文字校正や色校正を含み、校正回数は県が校了とするまでとする。県が認める場合は、各校正における県の修正指示および校正の提出を電子メールにて行うことができる。
- ② 各校正時（色校正を含む）において、記事内容の訂正・差し替え、写真画像等の差し替え等が生じる場合があるが、この場合には、修正等の対応を行うこと。

(5) 成果物

ジャーナル1,000部及び原稿データ（PDFデータ）

(6) 納期

令和5年12月22日（金）

6 成果物に係る著作権

受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を県に譲渡すること。

7 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

8 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本業務の実施以外の目的で使用してはならない。

9 留意事項

(1) 業務体制

- ① ジャーナル作成にあたっては、受託者は県と綿密に連絡・調整を図ることとし、本業務を円滑に遂行できるよう実施体制を整備するとともに、実施体制表を作成し、契約後1週間以内に提出し、県の承認を得ること（様式任意）。
- ② 受託者は本業務全体の統括責任者を定め、本業務の遂行に必要な指導監督にあたらせること。

(2) 定例会議の開催

- ① 県と受託者間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議には必ず出席すること。
- ② 県からの業務の改善を求めた場合、受託者は速やかに対応すること。
- ③ 定例会議を開催した場合は議事録を作成すること。

(3) 別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

(4) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議のうえ決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をことができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙>

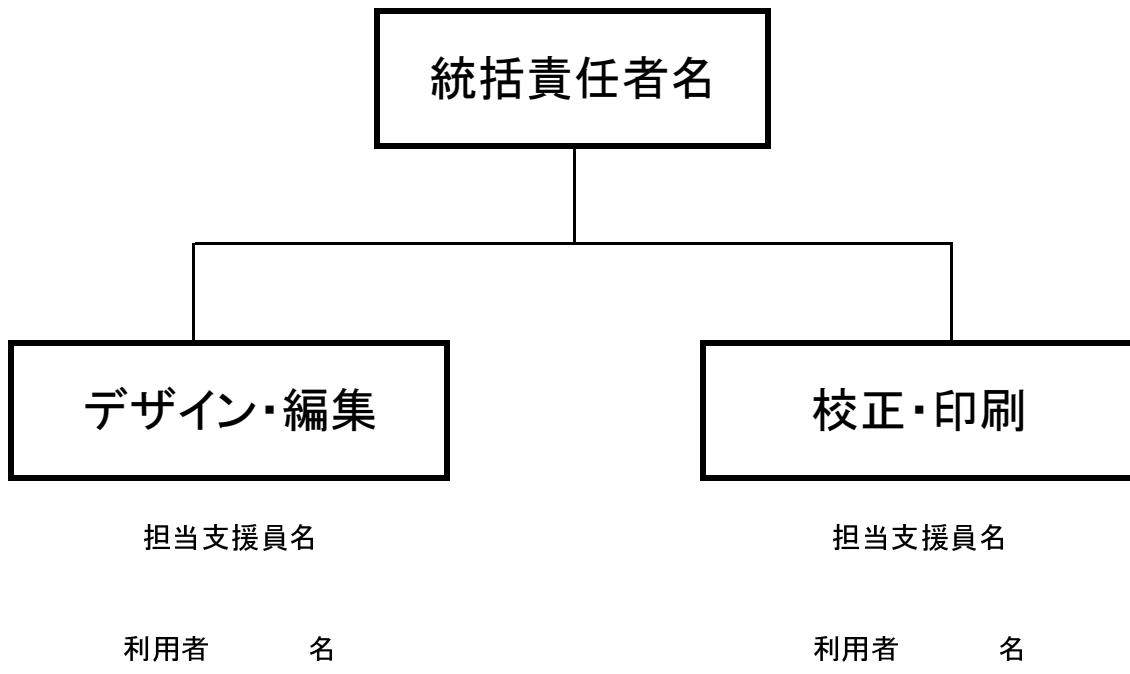
公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(例)

法 人 名 障害者雇用促進ジャーナル作成業務 実施体制表



※利用者欄の人数は、申請事業者以外が営む障害者就労施設の利用者を含む。

業務内容

デザイン・編集…全体構成(表紙デザイン、紙面デザイン、紙面構成等)の提案、
コンテンツの編集等

校正・印刷…県が校了とするまでの文字校正・色校正、ジャーナルの印刷